

糸魚川都市計画汚物処理場の変更

都市計画の案の理由書

1. 都市の将来像における位置付け

糸魚川市のまちづくりの基本方針である「第2次糸魚川市総合計画」においては、目指すべき都市像を「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」とし、環境・防災・防犯に分野における施策の大綱を「人と自然にやさしいまちづくり」としている。

また、平成19年に策定した糸魚川市都市計画マスターplanにおける都市づくりの目標においても「豊かな自然環境の継承」「安全に、安心して暮らせる都市の形成」を掲げている。

これらの都市像を実現するためには、家庭から排出される汲み取りし尿を処理する施設の安定的な稼働が不可欠であり、隣接する下水処理場（浄化センター）において一体処理することとして、第2次糸魚川市総合計画に位置付けている。

2. 都市計画の必要性

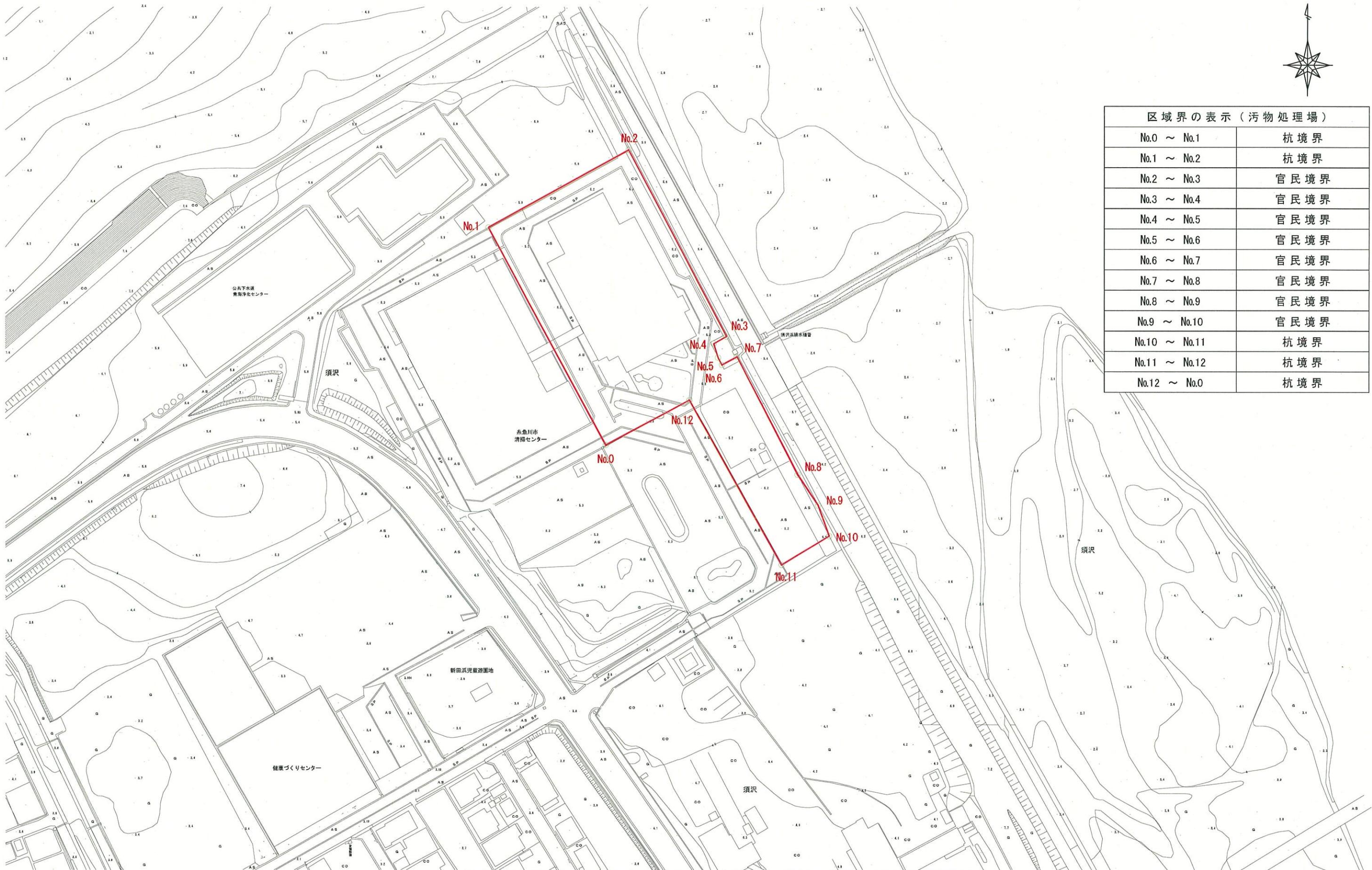
現在のし尿処理施設は、平成4年の稼働開始以来、24年が経過し施設の老朽化が進んでいるところであるが、下水道の普及や人口減少に伴い、し尿処理量は減少している。このため、現在のし尿処理施設を下水道放流施設として改造し、破碎・希釈したし尿を隣接する青海浄化センターにおいて一体処理をすることとして平成30年度の稼働開始に向けた整備が進められている。一方、隣接するごみ処理施設については、平成32年度の供用開始に向けて新しいごみ処理施設の建設用地の確保が求められている。

そこで、市が新しいごみ処理施設の敷地位置を検討した結果、し尿処理施設の更新のために確保していた敷地の一部をごみ処理施設の敷地として活用することが適当であると判断したため、これらに必要な都市計画の変更を行うものである。

3. 位置・区域・規模の妥当性

平成26年度に実施したし尿処理施設適性化基本設計業務においては、下水道放流施設としての施設整備規模を、供用を開始する平成30年度の計画処理量48kl／日としており、計画処理量もこれをピークに計画目標年度である平成42年度まで毎年減少していくこととしている。

今回変更する区域については、し尿処理施設の更新の際に必要となる用地として定めていたものであるが、上記のとおり、将来は現在のし尿処理施設を下水道放流施設として改造して供用することとしており、変更する区域内の敷地を利用した更新は行わない計画に見直していることから、当該区域をごみ焼却施設の敷地に充てるために縮小変更することは妥当である。



汚物処理場 区域界表示図 A1 : S=1/600 A3 : S=1/1200

区域界の表示（汚物処理場）	
No.0 ~ No.1	杭境界
No.1 ~ No.2	杭境界
No.2 ~ No.3	官民境界
No.3 ~ No.4	官民境界
No.4 ~ No.5	官民境界
No.5 ~ No.6	官民境界
No.6 ~ No.7	官民境界
No.7 ~ No.8	官民境界
No.8 ~ No.9	官民境界
No.9 ~ No.10	官民境界
No.10 ~ No.11	杭境界
No.11 ~ No.12	杭境界
No.12 ~ No.0	杭境界

搬出入路経路図 S=1 : 4000

(汚物処理場)

